

## 島根2号機 新規制基準適合のための工事における試験使用・一部使用等について

### 1. はじめに

島根2号機の新規制基準適合のための設工認に係る工事(以下「本工事」という。)において、設工認認可後、速やかに使用前確認申請書を提出する計画であるが、提出にあたり試験使用・一部使用申請の対象を整理した。また、本工事に関連して旧法における使用前検査の対象を整理した。

### 2. 試験使用・一部使用申請の対象

#### (1) 試験使用申請の対象について

本工事において、燃料体を挿入できる段階および臨界反応操作を開始できる段階において、原子炉本体を試験のために使用する計画である。

これは実用炉規則第17条第1号に該当することから、原子炉本体の試験使用申請の手続きを行う。(使用前確認申請書に当該事項を記載のうえ、提出予定)

#### (2) 一部使用申請の対象について

本工事において、サイトバンカ設備床ドレン配管改造工事として、サイトバンカ設備で発生する廃液の移送先を1号機から2号機へ変更する計画(1号機への移送配管を一部撤去し、新規に2号機への移送配管を設置)であるが、2号機の新設配管の設置後、使用前確認証が交付されるまでの間も、サイトバンカ設備で発生する廃液を処理する必要があるため、当該配管の使用前事業者検査合格後、速やかに使用する計画である。

これは実用炉規則第17条第3号に該当することから、一部使用申請の手続きを行う。(使用前確認申請書に当該事項を記載のうえ、提出予定)

### 3. 旧法による使用前検査

原子炉等規制法附則第7条(平成二九年四月一四日法律第一五号)に基づく使用前検査の対象として、以下の工事計画に係る使用前検査がある。

- ・ 2号機原子炉補機海水ポンプ改造工事
- ・ 2号機蒸気タービン改造工事
- ・ 2号機排気筒耐震裕度向上工事

このうち、2号機原子炉補機海水ポンプ改造工事および2号機排気筒耐震裕度向上工事については、使用前検査申請は未申請である。また、2号機蒸気タービン改造工事については、検査工程および使用開始時期を未定としており、今後の検査工程を踏まえ、適切な時期に申請および変更に係る手続きを行う。